

鳥取県公報

本書ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十七年四月二十八日
号 外 月 曜 日

目次
◇告示 健康診断実施

告示

鳥取県告示第二百二十二号

傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十九條第一項第一号の規定により次のように健康診断を実施する。

昭和二十七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、期間 自昭和二十七年四月二十八日

至昭和二十七年五月七日

一、地域 鳥取市一円

一、対象 傳染病毒に汚染された疑のある者

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル） 昭和二十七年 四月二十八日 外

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可